

グローバル・バリュー・チェーンにおける

中小企業の役割強化のための

OECD東京声明(仮訳)

2007年6月1日、OECD国際カンファレンス(於:東京)にて採択

【背景】

1. 日本政府の招待により、2007年5月31日及び6月1日に、東京にてOECD国際カンファレンスが開催された。この会合は、OECDボローニャプロセスの枠組みに基づき開催され、中小企業を含む産業界、国際機関、加盟国及び非加盟国の政府関係者が参加した。
2. 情報通信技術(ICT)の急速な発展、輸送手段の発達、規制改革、関税引き下げ等によるグローバル化の加速化は、中小企業や多国籍企業に影響を与え、生産工程のグローバル化は、バリュー・チェーンに連なる企業間の関係に重要な変化をもたらしている。
3. 中小企業にとっては、グローバル・バリュー・チェーン(GVC)に参入することにより、経営が安定するとともに、事業の拡大が図られる。情報や、新たなビジネス手法、高度な技術に接することで、中小企業の技術や人材の質の向上がもたらされる。また、川上・川下のパートナー連携は、中小企業の地位の向上、情報の入手、学習機会の拡大をもたらし、中小企業がバリュー・チェーンで成功を収めるためのチャンスを拡大させる。
4. しかしながら、中小企業のバリュー・チェーンへの参入は、経営面、財務面の負担が必要となるだけでなく、自社技術の向上、革新、保護等を行う能力が求められる。中小企業は通常、研究開発費不足や、人材育成面の困難、GVC 内の取引先からの製品品質基準に関する厳しい要求に対応できないといった問題に直面している。また、技術やサービスの向上を図る際に、運転資金不足がネックとなり、中小企業のGVC参入が妨げられることもある。さらに、外国企業からの代金支払い遅延は、キャッシュフローにも大きな影響を与えている。中小企業が、GVC内での地位向上を図るためには、通常、より多大かつ複雑な業務を遂行しなくてはならない。例えば、単に製品を製造(又はサービスを提供)するにとどまらず、製品開発や下請企業のネットワークの構築・監督、品質管理に関する企業内部システムの構築、ますます増えつつある標準規格への対応、競争的な価格での商品提供と品質確保等が求められている。
5. 本カンファレンスにおいて、政府、大企業、業界団体及び国際機関は、中小企業のGVC参入と挑戦の支援に大きな役割を果たすことができるとの結論が得られた。よって、本声明¹が推奨された。

¹ 本行動声明は、以下の成果を踏まえ、とりまとめられた。

・ 2000年6月13日～15日、ボローニャで開催された第1回OECD中小企業大臣会合「グロー

推奨される政策

6. 政府、産業界、国際機関は、下記のような政策、支援プログラムを通じて、中小企業のGVCへの実益のある参加を促進することができる。

I. ビジネス環境整備のための政策

7. ビジネス環境整備は、中小企業の国際市場参入を推進するために不可欠である。ビジネス環境は、安定的なマクロ経済政策や競争促進政策、貿易投資促進政策、金融市場政策、教育(国際化人材能力開発を含む。)が重要である。さらに、許認可システムから税制、知的財産法、標準適合性認証手続、効果的な紛争処理手続き、倒産法に至るまで、その法制度の透明かつ公正な運用が重要である。

II. 政策支援プログラム

8. OECD加盟国及び非加盟国の政府は、現在の市場メカニズムにおける市場の失敗の原因を追求するとともに、政策の成功事例を検証し、市場の失敗を補完する支援策について検討したうえで政策を立案すべきである。適切な支援策には、以下のカテゴリーがある²。

1. GVCへの参加の普及啓発

- ・ 市場調査やデータベースを通じた海外企業との下請契約や、潜在的パートナーに関する正確な情報へのアクセスの円滑化
- ・ 海外直接投資を促進するため、中小企業が事業性評価や市場調査を行う際に、海外コンサルタントの利用を奨励
- ・ 情報提供等を通じた海外事業展開円滑化
- ・ GVC全体を通じた情報のフロー(川上・川下のパートナー間でのニーズに関する情報共有を含む。)の円滑化、製品開発やプロセス開発について、多国籍企業がパートナーの中小企業とロードマップ共有化を図ることに対する支援

2. 中小企業間の連携強化と協調を通じたGVCへの参加促進

- ・ 地域内、地域間、あるいは国境を越えた中小企業間の連携(例: クラスター)の構築支援
- ・ 政府調達において、中小企業同士の連携による共同入札や共同製造・販売の促進
- ・ 中小企業のGVC参加促進を目的とした、地域の大学や研究機関等と中小企業との連携強化
- ・ 知識集約型、輸出志向型の特定技術分野におけるクラスター化促進のためのR&D支援

バル経済における中小企業の競争力強化：戦略と政策」

- ・ 2004年6月3日～5日、イスタンブールで開催された第2回OECD中小企業大臣会合「グローバル経済における起業家精神と研究開発型中小企業の振興」
- ・ 2006年9月29日、「貿易投資における中小企業の競争力の強化に向けたハノイ宣言」
- ・ 2006年11月8日、「国際市場への中小企業の参入阻害要因の克服に関するOECD/AP E Cアテネ行動計画」

² 個別の国、企業、国際機関の支援プログラムの例示は、声明の後半の「付属書」に記載しています。

- ・ 特定大企業への依存を避けるための、潜在的パートナーとのマッチングによる多国籍企業と中小企業の連携促進、人材育成機関や教育プログラム等による交渉能力や技能習得支援
- ・ 多国籍企業が中小企業から調達する際の選定基準の透明化
- ・ デザインや製造技術のような重要分野において、多国籍企業が潜在的パートナーたる中小企業に助言や支援を行うなど、中小企業サプライヤーの発展を促進するプログラムの支援

3. 地域の中小企業の技術革新能力の向上

- ・ 中小企業が多国籍企業とパートナー関係を構築するために必要な、特定技能習得のための能力開発プログラム、ビジネス開発支援プログラム等による人材能力開発支援
- ・ 国境を越えたシームレスな流通ネットワーク構築のため、製造工程やサプライチェーンの管理を飛躍的に向上させる電子タグ利用技術の実証プロジェクト等
- ・ 世界最先端の技術、製品及び製造プロセスに関する情報アクセスにより、製品技術及び製造技術面での高度化実現
- ・ 世界最先端の技術や経営手法等の開発及び移転ノウハウを有する海外機関と中小企業との連携強化
- ・ 新しい情報通信技術 (ICT) を導入するため、市場や組織的支援を通じた中小企業の技術革新能力の向上

4. 知的資産の適正管理による中小企業の企業価値向上

- ・ 中小企業における知的資産経営の推進や知的資産の適正評価システム構築
- ・ 知的財産権に対する意識向上、知的財産活用により享受できる利益に関する意識向上
- ・ 中小企業が自社の知的財産権を紹介できるオンライン取引市場の創設
- ・ 中小企業による特許出願の促進
- ・ 大学や研究機関で発明された知的資産や知的財産権を中小企業が獲得・利用するためのガイドラインや財政面、法制面での体制整備
- ・ 多国籍企業と中小企業との間の知的資産に関する公正な取引や取り扱いを奨励するためのガイドライン策定(たとえば、多国籍企業向けOECDガイドラインに含まれるビジネス行動規範等)
- ・ 国際市場における適切な知的財産権保護のための法的手段の提供
- ・ 国際協定や条約の締結に際し、知的財産権に関する交渉への中小企業参加

5. 基準認証への対応支援

- ・ 輸出の際に必要な品質標準規格をクリアするための専門的なトレーニングや情報提供
- ・ 標準規格の策定段階からの中小企業参加
- ・ 多国籍企業が調達を行う際の基準の整合化、中小企業への積極的な情報提供促進
- ・ 国家認証を中小企業が集団で取得する等、中小企業が過度の負担を強いられることのない国家認証システムの構築

Ⅲ. OECDによる更なる活動の提言

参加者は、更なる積極的な連携を促進し、中小企業のGVCでの役割を強化するため、下記の

協力を、OECDの中小企業作業部会に求めた。

1. 中小企業がGVCに参加し、成功するためのベストプラクティスの政策比較及び評価
2. 多国籍企業と中小企業との連携が中小企業の発展に与える影響の評価、更にそうした連携を実現するベストプラクティスを評価することによるチェックリストの作成
3. 中小企業と多国籍企業との紛争処理システムについての分析
4. GVCに参加する際に必要となる基準(環境、安全、治安、健康、労働、人権等)が中小企業に与える影響の分析、またこうした課題への対応を支援するためのベストプラクティスの再評価
5. 発展途上国における中小企業を取り巻くビジネス環境分析、OECD加盟国と非加盟国との間での政策対話、ベストプラクティスや国際協力に関する政策情報の共有

付属書：
各国政府及び企業の支援例

カテゴリー	国／例
GVC への参加の普及啓発	
市場調査やデータベースを通じた、海外企業との下請契約や潜在的なパートナーに関する正確な情報アクセスの円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ カナダの貿易振興機関は、ターゲット市場を絞った企業に対し市場レポートを提供。 ・ チェコは、海外展示会や貿易展示会の期間中、輸出業者のデータベースを更新。要望があれば、外国企業には取引先候補たるチェコの企業リストを提供。 ・ 日本は、中小企業がB2BでITを利用するよう促進。また、日本は市場レポートや規則、貿易投資環境等に関する情報のデータベースを提供。 ・ メキシコは、海外へのミッション派遣プログラムがあり、外国バイヤーとのコンタクトのための企業研修を提供。 ・ スロバキアは、EU加盟国の中小企業とスロバキアとの関係構築を促進するため、ユーロ・インフォ・センターを設置。 ・ トルコは、国内外の品評会への出展支援、海外へのミッション派遣 ・ ビジネス・コミュニティーの例では、ロゼッタネット(電子商取引用のインターネット世界共通言語を策定し、企業の取引時の障壁除去を活動目的とする NPO)がある。
海外直接投資を促進するため、中小企業が事業性評価や市場調査を行う際に、海外コンサルタントを利用することの奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストリアは、様々な研究を行うオーストリア研究ファンドを設立。
情報提供などを通じた、海外へのビジネス展開の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストリアは、中小企業が対外直投に失敗するのを防ぐため、保証を与える投資促進プログラムを採用。
GVC 全体を通じた情報のフロー(川上・川下のパートナーの間でニーズに関する情報を共有することを含む。)の円滑化、多国籍企業が製品開発やプロセス開発について、パートナーの中小企業とロードマップを共有することの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本は、中小企業がGVCメンバー間の競争や連携の可能性を高めるため、情報の非対称性を是正し、川上・川下の中小企業間で密接な連携をとることを促進。 ・ マレーシアは、パートナーたる中小企業への指導を行う多国籍大企業と中小企業を連携させ、中小企業の需要変化適合を可能とする体制構築を支援。
中小企業間の連携強化と協調を通じた GVC への参加促進	
地域内、地域間、あるいは国境を越えた中小企業間の連携(例: クラスター)の構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェコは、複数の産業部門グループがクラスターを構築するための助成金を設けている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニュージーランドは、企業グループが国際市場を開拓する活動等を支援。
政府調達において、中小企業同士の連携による共同入札や共同製造・販売の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国NASAは、中小企業や多国籍企業を含む共同事業体の形成を促進。
中小企業のGVC参加促進のための、地域の大学や研究機関等と中小企業との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストリアの「Protec 2002+」プログラムは、中小企業間でのイノベーション・レベルを上げるため、ネットワークやベンチャーの協力を促進。 ・ 日本は、中小企業、政府、関係機関、研究機関、大学間のネットワーク構築のため、産業クラスター計画を実施。 ・ メキシコの「生産的対話ネットワーク」は、中小企業や政府、機関、中間組織の間での平行・垂直連携を構築。 ・ ニュージーランドでは、業務推進に関わりの深い特定分野の産業と、取引先候補たりうる国内産業との連携を推進。
知識集約型や輸出志向型の特定技術分野におけるクラスター化促進のためのR&D支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ カナダの技術クラスター・イニシアチブは、国立研究所が革新的コミュニティの中で先端技術研究を行うための、世界レベルの技術クラスター成長を促進。 ・ ギリシャは、国際競争の実現、対外直投の誘致、付加価値サービス市場の発展を可能にするクラスターを育成するため、ギリシャ技術クラスター・イニシアチブを設立。 ・ メキシコは、中小企業の高度技術を支援するため、ビジネス・インキュベーターシステムを利用。 ・ スロバキアは、3年間の人材育成・コンサルティング・体制整備を支援する、技術インキュベーターやビジネス・インキュベーターを設立。 ・ ブルネイは、ビジネス・インキュベーター・プログラムとして、農業、漁業、製造業、サービス業の4業種において、中小企業をターゲットとしたプログラムを実施。
特定大企業への依存を避けるため、潜在的パートナーとのマッチングによる多国籍企業と中小企業の連携促進、人材育成機関や教育プログラム等によって、中小企業に交渉能力や技能を習得させるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランスは、多国籍企業の国際化に際し、課題に直面した中小企業の支援をベースとする官民パートナーシップを実施。 ・ メキシコの納入業者開発プログラムは、大企業と中小企業との協調戦略を支持。 ・ マレーシアの中小企業コーチング・プログラムは、中小企業と潜在的パートナーたる多国籍企業のマッチングを行う。

<p>デザインや製造技術等の重要分野において、多国籍企業が潜在的パートナーたる中小企業に助言や支援を行うなど、中小企業サプライヤーの発展を促進するプログラムの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリアは、主要な国内プロジェクトや国際的サプライチェーンに自国企業が最大限参加できるよう支援を行う。 ・ インドのタタ・モーターは、中小企業の指導プログラムを有する企業の一例。
<p>地域の中小企業の技術革新のための能力向上</p>	
<p>中小企業が多国籍企業とパートナーになるために必要な特定技能習得を目的とした能力開発プログラム、中小企業のビジネス能力を強化するビジネス開発支援プログラム等による、人材能力開発支援</p>	<p>多数の企業がビジネスサービスや人材研修のための中小企業施策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ チェコは、中小企業の地位向上に必要な技術や管理能力の獲得を支援。 ・ メキシコのビジネス開発センター・ネットワークは、革新的投資プロジェクトを支援。 ・ ポルトガルは、中小企業の技術革新能力の向上を支援。 ・ トルコの中小企業開発局(KOSGEB)は、コンサルタント・サービス費用や中小企業の人材育成費用を支援。 ・ ブルネイの起業家育成プログラムは、起業オリエンテーション、技術研修、中小企業間の連携構築を支援。 ・ ケニアの中小企業競争プロジェクトは、中小企業のGVC内における活動を促進するための研修やサービスを提供。 ・ マレーシアは、地元及び外国企業のニーズに対応するため、基礎技術、ビジネス経営、精密機械、写真、電気通信等の分野における専門的訓練を実施。 ・ ベトナムは、品質管理、製造、標準適合、ブランド開発や商標、デザイン、マーケティング等の業務推進サービス促進のための支援を行う。
<p>世界最先端技術や製造工程に関する情報へのアクセスと資金面での支援を通じた技術向上の促進</p>	<p>技術向上促進のための資金面におけるイノベーション例は多数見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ギリシャは、下請中小企業による製造工程の近代化、ノウハウ向上、革新的手法の採用を促進すべく、財政支援を提供。 ・ 日本は、中小企業の国際化を支援するためグローバル・ファンドを創設。さらに、中小企業向け無担保融資を提供する先進的金融施策を開発。 ・ ポーランドは、企業や産業インキュベーターの向上を推進するアドバイザリー・サービスを展開。 ・ トルコは、製品開発のための金融支援を実施。新製品やプロセスの商品化のた

	<p>め、研究会や研究機関でよく使われている。同時に、技術向上のための人材育成も支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブルネイは、産業インキュベーターや企業の業務改善促進を目的としたサービスを支援するファンドを創設。
世界最先端の技術や経営手法等の開発及び移転ノウハウを有する海外機関と中小企業との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国の世界時計技術パートナー機関は、パートナーシップを促進するプログラムを実施。
知的資産の適正な管理による中小企業の企業価値向上	
中小企業における知的資産経営の推進と知的資産の適正評価システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本は、中小企業知的資産経営研究会の開催、中小企業のための知的資産経営マニュアルの策定を実施。
知的財産権に関する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア特許庁は、知的財産の保護や利用を含む戦略の重要性や価値の認識を目指し、様々な刊行物等をウェブサイトに掲載している。特に中小企業のニーズに応え、「IP Toolbox」や「Smart Start」などを発行。セミナー等も開催。 ・ カナダは、中小企業の知的財産に関する意識向上のための活動を実施。 ・ 香港では、知的財産局プログラムで、中小企業が知的財産権の重要性を理解できるようイベントを開催し、ソフトウェア資産の管理等を講義。年間ベンチマークで知的財産に関する意識の向上度合いを評価している。 ・ WIPOのベスト・プラクティス・プログラムは、中小企業にとって知的財産権の創造をより身近にするための成功システムを明らかにしている。
中小企業の特許出願の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ トルコは、企業が国内外で特許獲得のために費やす1年間、申請・証明に関する費用を提供。
多国籍企業と中小企業との間の知的資産に関する公正な取引や取り扱いを奨励するためのガイドラインの策定(たとえば、多国籍企業向け OECD ガイドラインに含まれるビジネス行動規範等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多国籍大企業のためのOECDガイドラインを含むビジネス規範や慣行 ・ 日本は、「金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針」を策定するとともに、「素形材産業取引ガイドライン」を策定。
国際市場における適切な知的財産権保護のための法的手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストリアのイノベーション保護プログラムは、中小企業が知的資産を新興市場で活用し、保護することを支援している。 ・ ポルトガルは、自国企業の競争力強化のため、知的財産権に関する活動を支援する国立ネットワーク組織を構築。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本は、アジア主要都市に情報収集オフィスを設け、知的財産権侵害の実態を調査している。
国際協定や条約の締結に際し、知的財産権に関する交渉への中小企業の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア特許庁は、知的財産権関連の交渉時には、国民の関心を詳しく調査している。 ・ メキシコ産業財産機関が、交渉に対する国民の関心を啓発している。
基準認証への対応支援	
輸出に必要な品質標準規格をクリアするための専門的なトレーニングや情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ メキシコは、技術仕様書、規則、品質管理について輸出業者に情報提供を行うコンサルを用意。 ・ トルコは、製品テストや品質証明、調査を行う費用を援助。 ・ ブルネイは、認証・標準化センターが食の安全に関する研修と専門家派遣を実施。
多国籍企業の調達基準の整合化及び中小企業への情報周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリアの産業参加計画では、中小企業に対する情報普及を要請。 ・ コビシントは、自動車業界で始められたインターネット上のハブであり、国際市場での協力体制構築を実現する。 ・ ロゼッタネットは、電子商取引に関する国際標準を推進・展開している。

Note:OECD東京声明は、カンファレンス開催後、OECDのウェブサイト等に掲載予定です。別添に列挙された様々な国のプログラムについては、後日、掲載予定です。

※ 海外の機関名・事業名については、定訳ではない場合があります。ご了承ください。